



Center for American Studies The University of Tokyo
東京大学大学院総合文化研究科附属アメリカ研究資料センター

CAS ニューズレター Vol.2 No.2 目次	
U.S.-Japan Scholarly Exchange and the CAS Linda Kerber	page 1
特集: アメリカ研究セミナー	
“Rights Consciousness and ‘The Labor Question’” 梅崎 透	page 2
メルヴィル批評の現在 舌津 智之	page 3
社会的構築物としての「人種」 藤永 康政	page 3
研究活動 1998年度	page 4
国際化と普遍性 遠藤 泰生	page 4



U.S.-Japan Scholarly Exchange and the CAS

Linda Kerber

In 1988, during my first visit to Japan, the Center for American Studies at the University of Tokyo made me welcome. I was then serving as president of the American Studies Association, and had been invited, by Professor Nagayo Homma and others, to offer a keynote address to the annual meeting of JAAS in Kobe. It was for me a memorable visit.

Over the years I have returned to Japan four more times. With colleagues from JAAS, particularly Fumiko Fujita, more recently we developed the JAAS-Organization of American Historians Program of Short-Term Residencies which brings historians of the U.S. to three Japanese universities each year. This program has also been funded by the Japan-U.S. Friendship Commission.

When, in 1990, I was in the early stages of writing the book that became

No Constitutional Right to Be Ladies: Women and the Obligations of Citizenship (New York: Hill & Wang, 1998), the Center for American Studies invited me to speak about my work. I offered a draft of the chapter on women and jury service in the United States. During the question period a Japanese colleague said skeptically that although my account was interesting, he would appreciate my comments on why Americans had such faith in juries. He thought it was self-evident that judges trained in the law would be better and more reliable. His was a probing question which I had never been asked in an American setting, and it gave me much to think about. It is indeed an American article of faith, and my efforts to answer his question improved my work.

Therefore it seemed appropriate that when the book was finished, I bring it back to the Center to present it there. I am very grateful for the hospitality of the Center in hosting a seminar last December, chaired by Professor Yasuo Endo, and attended by students and faculty from several universities in Tokyo and by Lois Helmbold, Fulbright Professor this year at Tsuda College. This time the discussion focused on my book as a whole, and particularly on concepts of the obligations of citizenship.

It is by now well established that the history of rights in the U.S. is a braided narrative. In *No Constitutional Right to Be Ladies*, I consider five distinct obligations that have been imposed on citizens in the U.S. and the different historical experiences of men and women in fulfilling them. Two obligations are shared with all inhabitants: the obligations of paying taxes

and avoiding vagrancy. Two are occasionally also imposed on resident aliens: the obligation to serve on juries and the obligation to risk one's life in military service. Only citizens bear the obligation to refrain from treason.

Differences in women's and men's experience of obligation have not occurred, I think, because women have been shielded from obligation and burden. Rather in the old law of domestic relations, which Americans inherited from England and only slowly revised over the course of two centuries, husbands stood between the married woman and state power. The married woman was not free of obligation; she owed her obligations to her husband.

The claim that women were free of obligation to the state was, I now conclude, hypocritical. Although much has changed, some elements of the old law still hide in our law today – in the law of citizenship, immigration and naturalization, and, particularly, in tax law. The movement for same-sex marriage has been a movement to claim for same-sex partnerships the privileges which the old law of domestic relations granted to husbands. The issues which I first found in the experience of the generation of the American Revolution remain alive in the present.

The CAS Seminar ended in a lively discussion that compared concepts of the obligations of citizenship in the U.S. and Japan. I learned a great deal from it and I am very grateful for the collegial welcome that the Center extended. I look forward to continuing collegial exchange.

Linda Kerber: May Brodbeck Professor in the Liberal Arts and professor of history at the University of Iowa. She is a former president of the ASA and the OAH.

“Rights Consciousness and ‘The Labor Question’”

——リヒテンシュタイン研究会参加記

梅崎 透

ニューディール期以降の数十年間を、一貫性をもった一つの時代としてとらえる見方がある。労働運動がある程度の成功をおさめたとほぼ同時に‘labor question’が急速にその重要性を失ったのはなぜか。1930年代には階級的不平等に焦点を当てていたリベラリズムが、1960年代には人種的不平等へと焦点をうつしたのはなぜか。これら二つの問いはニューディール期以降の合州国史を把握するあたって中心的な課題の一つとなっている。1998年10月20日にヴァージニア大学歴史学部のネルソン・リヒテンシュタイン氏がおこなった講演はまさにこの課題に正面から取り組むものであった。

リヒテンシュタイン氏はまず、20世紀を特徴づけるもっともラディカルな立法として、1935年のワグナー法と、1964年の公民権法をあげた。ワグナー法は、‘labor question’への答えとして制定されたものであった。一般に‘labor question’とは、単に労働と資本の関係を改善するのみでなく、搾取、社会的不平等など、民主的な社会関係への脅威を排除することを意図して用いられることばである。ワグナー法は労働者が自主管理に基づく団体交渉を通じて、労働環境だけでなく、社会全体

のアジェンダに対して声を発する道筋を保証したのだった。ここに「産業民主主義」が具現されたのである。しかしながら、labor question は第二次世界大戦後、急速にその問題の重要性を失い、団体交渉という手段も徐々に衰退した。このことは産業民主主義がもはや役割を終えたことを示していた。リヒテンシュタイン氏はその原因として、産業民主主義が個人ではなく、組織化された組合集団を単位としていた点、そしてその対象から黒人や女性をはじめとする多くのマイノリティが除外されていた点をあげた。

一方、1964年の公民権法は、人種、性にかかわらず、個人を単位として、その市民としての権利を保障するものとして制定された。以後、さまざまな立法が個人々の権利を保護するものとしてなされてきた。リヒテンシュタイン氏は、ここにおいてアメリカのリベラリズムがその焦点を、集合行為（ここでは労働組合運動）から個人の権利保護へとシフトしたと指摘した。そしてその結果、ジェンダーによる差別等を含む、立法や行政の保護が及ばない新たな問題に対して、労働者が声をあげる手段を失い、その権利を守るシステムが形式主義に陥る恐れがあることを指摘した。さらに、権利侵害の解決にあたることのできるのは国家機関のみであるが、その解決能力にも限界があることが指摘された。

セミナーでは、報告者に対し、同大学のアイリーン・ボリス氏が女性史の立場からコメントし、議論を補った。また、フロアからはニューディール期以降の南部における労使関係についての質問などがなされ、活発に議論さ

れた。

団体交渉を軸とする、いわゆる「ニューディール型労使関係」を合州国において唯一可能な労使関係と考え、その連続性を考察する研究は1980年代の著しい労使関係の変化をうけて盛んに行われてきた。リヒテンシュタイン氏の報告は、自身も与するこの観点に、個人の権利意識の高揚というもう一つの流れに対する考察を加えることによって、リベラリズムそのもののシフトというダイナミズムをとらえた点におもしろさがあった。ただ、報告者が40年代の労使関係を専門としているだけに、そのシフト過程への踏み込んだ言及が欲しいところであった。

一般に、ニューディール期以降の団体交渉を軸とした労使関係を考察する議論に対しては、国家による労使関係への干渉の是非そのものを問うていないとの批判がある。また、団体交渉の消滅は決して社会運動の全般の消滅を意味しているわけでもない。むしろ職場以外の場では、他の集合行為との相互作用をともなって民主的な社会関係創出の努力が絶えず行われてきた。では、すべての個人の権利保護が国家の「解決能力」を超えるとき、集合行為は、いかなる形で職場の「正常さ」を問うことができるのか。ニューディール期以降の合州国におけるリベラリズムのシフトという大きな流れのなかで集合行為のあり方を問うリヒテンシュタイン氏の議論は、1960年代の社会運動を歴史的に位置づけることを目指す自己の研究においても大変興味深いものであった。

(うめざきとおる・一橋大学院)

FRONT PAGE

日米学術交流と アメリカ研究セミナーの思い出

——リнда・カーバー

1988年、東京大学のアメリカ研究資料センターは、初めて日本を訪れた私を暖かく迎えてくれました。その時、私はAmerican Studies Association (ASA)の会長を務めており、本間長世先生をはじめとする方々から、同年、神戸で行われた日本アメリカ学会の年次大会で基調講演をしてくれなにかという依頼を受け、来日したのです。

それ以降、日本には4回訪れる機会がありました。最近では日本アメリカ学会の方々、JAAS-Organization of American Historians Program of Short-Term Residenciesを発足させました。この件に関しては、特に藤田文子先生には労を取って頂きました。これは毎年、我が国のアメリカ史研究者を日本にある3つの大学に派遣するためのプログラムで、同じく日米友好基金の援助を受けております。助成期間の最終年度である今年、今後いかにこのプログラムをより良いものにしていくのか、将来の姿を模索しております。

No Constitutional Right to Be Ladies: Women and the Obligations of Citizenship (New York: Hill & Wang, 1998) というタイトルで、昨年出版された本の執筆を始めたばかりの1990年、アメリカ研究資料センターより、その研究についての講演依頼を受けました。そこで私は、その時点ではまだ草稿段階だったこの本の中から、アメリカ合衆国における女性と

陪審員制度についての章を選び、お話をしました。講演後の質疑応答の時、ある日本人研究者が、あなたの話は興味深かったけれど、なぜアメリカ人は陪審員制を信頼するのか教えて欲しい、と質問しました。法律を勉強してきた裁判官の方が優れているから、的確な判断を下せるのは自明のことであり、従って陪審員制を採用していない日本の裁判制度の方が、アメリカのものよりも優れているのではないかと、というのが彼の考えでした。これは、私がアメリカでは一度も受けたことのない質問であり、陪審員制度についてあらためて考えるきっかけとなりました。それはまさにアメリカの信条に関わる問題であり、彼の質問に対する答えを模索する過程で、私の研究はさらに深まっていったのです。

それゆえに、この本が出版された際には、アメリカ研究資料センターにこれを持ち帰り、進呈することは当然のことのように思えました。昨年12月にその機会がおとずれましたが、その際、センターがこの本の研究について講演する機会を設けて下さったことに、感謝いたします。セミナーでは、私の本の全体像、特に市民としての義務の概念についてお話をしました。

アメリカの「権利の歴史」が、単純なひとつのナラティブで構成されるものではないことは既に広く知られていますが、「義務の歴史」も存在するのだということは、まだまだ理解されていません。ここで言う「義務」とは、州政府が「市民」に対して課し、それに従わない者を罰することのできるものです。この「義務の歴史」という視点から見ても、男性と女性とは異なった歴史体験をしてきました。No Constitutional Right to Be Ladiesの中で私は、アメリカ市民に課せられた3つの異なった「義務」について考察し、男性と女性性がその「義務」を満たす存在となっていく、それぞれの歴史体験

を分析しました。このうちの2つ、「納税の義務」と「勤労の義務」はすべての住人に課せられていました。「陪審員になる義務」と「兵役につき、命を危険にさらす義務」は、まれに外国人にも課せられることがありました。最後の「国家に反逆しない義務」は、市民にだけ課せられていたものです。

女性と男性の「義務」に対する歴史的な体験の相違は、イギリスから持ち込まれ、アメリカ人が2世紀もの時間をかけて徐々に変えていった、家族関係を規定した昔の慣習法から派生したものだと考察します。その法では、既婚女性と国家権力との間をつねに夫が仲介しているのです。しかし、女性は義務を免除されていたのではなく、夫に対して仕えるという義務を負っていたのです。「女性は国家への義務を免除されているのだ」という主張は偽善的であった、と私は結論づけました。こうした差別的な昔の法の要素が、今日の我々の法律にも、なお見え隠れします。例えば、市民権や、移民と帰化に関する法、そして特に税に関する法律などです。

アメリカ研究資料センターでの講演は、アメリカと日本における市民としての「義務」について活発に比較、討論することで幕を閉じ、私はこの議論から多くのことを学びました。アメリカ研究資料センターで受けた歓迎を心より嬉しく思います。今後も、こうした研究の交流が継続されることを期待しております。

訳：砂田 恵理(すなだりか・東京大学嘱託)

リнда・カーバー：メイブロードベック・プロフェッサー・イン・ザ・リベラル・アーツ。現アイオワ大学歴史学部教授。米国アメリカ学会元会長、アメリカ史学会元会長。

メルヴィル批評の 現在

—— マロヴィッツ研究セミナー参加記

舌津 智之

1998年10月23日、米国メルヴィル協会の前会長、サンフォード・マロヴィッツ教授をアメリカ研究資料センターに迎えて講演会が行われた。ハーマン・メルヴィルというアメリカ文学史上の巨人をめぐる講演とあって、(筆者を含め)学外からの飛び入り参加も数多く、会議室は満席となる盛況ぶりであった。メルヴィル研究は今、フォークナー研究とならび、多岐にわたるアメリカ文学研究の中でも、とりわけ日米の学術交流がめざましい分野である。マロヴィッツ教授は、日本のメルヴィル研究誌『スカイホーク』に寄稿した最初の海外研究者でもあり、越境する日米のメルヴィル批評をグローバルに見守ってこられた貴重な存在である。

近年、アメリカ本国では、メルヴィルの新しい評伝が相次いで出版され、文学作品の背後にある伝記的・歴史的文脈の意味づけをめぐって種々の議論が交わされている。(これについては、『英語青年』1998年12月号に掲載された加藤雄二氏による書評を参照されたい。)マロヴィッツ教授の講演は、このような状況をふまえつつ、『タイピー』や『白鯨』を書いた青年メルヴィルではなく、『ピリー・パッド』を書いた晩年のメルヴィルに注目し、老作家の脳裏に去来したであろう個人的な記憶(息子の死、従兄弟の関わった海軍の反乱事件)や当時の彼の読書体験(バルザック、ショーペンハウアー、ウィリアム・ディーン・ハウエルズ、英国詩人ジェイムズ・トムソンなど)を手がかりに、ピリーとヴィア船長をめぐる寓話の実証的な解釈を試みるものであった。この議論は、少なくとも潜在的に、老い(エイジング)とジェンダーの問題系をメルヴィル批評に導入するものであると同時に、通常ロマンティズムの残照とみなされる『ピリー・パッド』をリアリズム/自然主義という同時代の文脈に置き直すという意味において非常に斬新な試みである。

さらに議論を掘り下げるならば、そのような自然主義的決定論・宿命観とダーウィニズムの関係についても新たな様相が見えてくるだろう。『ピリー・パッド』と並ぶメルヴィル晩年の最重要作『クラレル』では、ダーウィンに一度ならず直接の言及があることは注目に値する。『白鯨』や『魔の島々』を執筆当時の若きメルヴィルが意識した進化論言説につい

ては、日本でも巽孝之氏の『恐竜のアメリカ』に詳しいが、年若い詩人メルヴィルの目に映ったダーウィン像に光を当てるとき、信仰と(性)科学の狭間に揺れたロマンティック・リアリストの逆説的世界観がはじめて立体化するはずだ。

ともあれ、マロヴィッツ教授の長いメルヴィル研究歴に裏打ちされた老練の洞察は、しかしながら高齢を全く感じさせない教授の滌刺とした語り口とあいまって、出席者に良質の刺激と新鮮な感銘を与えてくれたと思う。アメリカ研究と文学研究の実り多き交わりの場を今後とも切に望みたい。

(ぜっつともゆき・東京学芸大助教授)

社会的構築物としての「人種」

—— ヘルプリングセミナー参加記

藤永 康政

去る1998年11月10日、私は、アメリカ研究資料センター主催、ハワイ大学アメリカ研究科助教授のマーク・ヘルプリング氏の講演会に参加した。近年のアフリカ系アメリカ人研究では、カルチャラル・スタディーズやポスト・コロニアル・スタディーズの挑戦を受け、従来のように「黒人」と言う存在を所与のものとして扱うことに対する批判が繰り返されている。その中で、「Recent Issues in African American Studies」と題された講演の中で、ヘルプリング氏が、現在のアフリカ系アメリカ人研究が直面する問題をいかなる切り口で整理づけするのか、私にはたいへん興味深いところであった。

ヘルプリング氏の講演は、アフリカ系アメリカ人のヒストリオグラフィーを整理することから始まった。アフリカ系アメリカ人が直面している問題点は「ニグロとアメリカ人の両方」であること、と語ったW・E・B・デュボイスの有名な一節を冒頭に引用しながら、ヘルプリング氏は、講演の目的がデュボイスが提起した問題点の(史的)変化であるとした。

主題の「近年の諸問題」に関して、ヘルプリング氏は、その諸問題を四つのカテゴリーにわけて考えている。その一つは、奴隷の社会史研究であるJohn Blassingameの*The Slave Community*、言語学の側からのデコンストラクションを試みているHenry Louis Gatesの*The Signifying Monkey*であるとする。かつてのliberal scholarshipでは、奴隷制度とはナチの強制収容所に例えられており、Blassingameの*The Slave Community*とい

うタイトル自体が、liberal scholarshipに対する挑戦であるとヘルプリング氏は指摘した。また、ジェンダーを中心に据えてアフリカ系アメリカ人の文化を理解しようとする試みが二番目の問題点として指摘され、そこではGloria NaylorやToni Morrison、bell hooksの業績が例として引き合いにだされた。さらに第三の問題点として、黒人のディアスポラのアイデンティティ形成を問題としているPaul Gilroyなどの研究が上げられ、そこでは文化を隔て「境界」自体が問題にされていると紹介された。最後に問題点としてあげられたのが、黒人の文化を文化的にハイブリッドなものであるという視点からなされている研究であり、そこではGeorge HutchinsonやKeith Richbergの業績が例としてあげられた。

近年の「諸問題」に対しては、網羅的に解説がなされ、講演参加者は複雑多岐を極めてきているアフリカ系アメリカ人研究の動向に対する理解を深めることができたと思われる。しかしながら、これら四つの諸問題は単に並列されるだけに終わってしまい、一体何が「諸問題」の核心にあるのかの説明がなされなかった点に私は不満を憶えた。もっとも講演の主題が「issues」と複数形であることを考えれば、私の不満はないものねだりなのかも知れないが、少なくともヘルプリング氏自身が行っている研究の上で、四つの列挙された諸問題の中で、どれが深刻な問題提起を行っているのかは説明があってもよかったのではなからうか。

その講演後、質疑応答に入ったが、その議論は「人種」というカテゴリーが社会的構築物でありなら実態をもっていないことに対して、参加者の関心が集まった。そこで、アフリカ系アメリカ人研究など人種の研究を行っているものが今や共通の認識としている「人種」というカテゴリーの不確かさに対して、一般の公衆は未だに人種というカテゴリーを疑おうとはしていないというギャップが指摘されたが、この問題はアフリカ系アメリカ人研究しているものにとって決して看過できない問題であると思われる。ヘルプリング氏は、母親がタイ人で父親がアフリカ系アメリカ人のタイガー・ウッズなどの存在を人種の虚偽性を表す例としてあげていたが、それでもおそらく多くの日本人はウッズのことを「黒人」として認識するだろう。ポスト・モダンと言われる状況の中で、「人種」に関する議論は精緻を極めてきているが、その成果を公衆といかに分かち合うかは、講演の中では、答らしきものが出てこなかったが、回避することができない問題であるだろう。

(ふじなが やすま・東京大院)

研究会活動 1998年度

研究会

テーマ	講師/所属機関/職	司会	期日/会場	共催者
Postfeminism: An Unlikely Solution	Elizabeth W. Joyce / Edinboro Univ. of Pennsylvania	Sandra Lucore	1998.5.12 アメリカ研究資料センター	日本アメリカ学会
Randall Jarrell Represents: Poems about the Visual Arts	Michael R. Hinds 東京大学	遠藤 泰生	1998.5.20 アメリカ研究資料センター	日本アメリカ学会
Reflections on American and Asian American Studies	Gary Okihiro Cornell Univ.	瀧田 佳子	1998.6.8 アメリカ研究資料センター	日本アメリカ学会
This Little Light of Mine: A Study of African-American Quilters	Patricia Turner Univ. of California, Davis	遠藤 泰生	1998.6.8 アメリカ研究資料センター	日本アメリカ学会
United States Poverty and the Urban Underclass	Richard A. Colignon 東京大学	矢口 祐人	1998.6.30 アメリカ研究資料センター	日本アメリカ学会
カリブ広域移民プロジェクト報告会 「ロンドンとロントのジャマイカ人コミュニティ」 「クレオール文化とソルクルス: ブラジル、サルヴァドル市の調査から」	遠藤 泰生 東京大学 高橋 均 東京大学	遠藤 泰生	1998.7.15 アメリカ研究資料センター	日本アメリカ学会
Rights Consciousness and 'The Labor Question'	Nelson Lichtenstein, Eileen Boris Univ. of Virginia	遠藤 泰生	1998.10.20 アメリカ研究資料センター	日本アメリカ学会
Melville's Billy Budd: Romantic Legacies	Sanford E. Marovitz Kent State Univ.	遠藤 泰生	1998.10.23 アメリカ研究資料センター	日本アメリカ学会
Recent Issues in African American Studies	Mark Helbling Univ. of Hawaii	矢口 祐人	1998.11.10 アメリカ研究資料センター	日本アメリカ学会
Documenting the American Institutions	Frederick Wiseman Documentary Filmmaker	佐藤 良明	1998.11.16-17 東京大学教養学部図書館視聴覚ホール	東京大学大学院総合文化研究科 表象文化論専攻
No Constitutional Right to Be Ladies: Women and the Obligations of Citizenship	Linda Kerber Univ. of Iowa	遠藤 泰生	1998.12.1 アメリカ研究資料センター	文部省科研費 「米国・太平洋変動 文化接触 融合班」
ロシアのアジア太平洋政策研究の現状	Konstantin O. Sarkisov ロシア科学アカデミー 東洋学研究所	油井 大三郎	1999.2.3 アメリカ研究資料センター	文部省科研費 「米国・太平洋変動 総括班」
Inbetween Peoples: Race, Nationality, and the New Immigrant Working Class	James R. Barrett Univ. of Illinois	遠藤 泰生	1999.3.18 アメリカ研究資料センター	日本アメリカ学会

第5回公開シンポジウム

「グローバリゼーションとアメリカ文化」

日時: 1998年11月28日

場所: 教養学部13号館1323教室

挨拶: 大森 彌(東京大学大学院総合文化研究科長)

報告: 西垣 通(東京大学社会科学研究所教授)

松本 健(公正貿易センター所長)

山本 吉宣(東京大学大学院総合文化研究科教授)

佐藤 良明(東京大学大学院総合文化研究科教授)

司会: 油井 大三郎、能登路 雅子



国際化と普遍性 / 遠藤 泰生

ヒト・モノ・カネが大陸、国境を越え、世界を活発に移動するようになった現在、国民国家の枠組みに挑戦する問題が、政治、経済、文化など様々の局面で論じられるようになった。とくに、経済の活力をど先としたアメリカ合衆国が主導する、市場開放、情報ネットワークの整備、大衆消費文化の世界大の普及は、それらに対抗する文化ナショナリズムの新たな台頭をもたらし、効率、利潤、快適などの原理が支配するグローバリゼーションが今後もこの速度で進行するとは限らないことを示唆している。世界を覆うこの新たな動きの底に合衆国の「普遍主義」をどうとらえるかという問題が横たわること、アメリカ研究者の多くが認めるところであろう。グローバリゼーションが世界のアメリカ化を指すのか、世界の西洋化を指す

のか、あるいはそれらとは全く別の事態を指すのか、予測はまだ立たず、個別文化の帰趨と世界大の文明の接触の両側面を視野に収めたいうえで、これからの地域研究者は自己の研究を掘り下げなければならなくなっている。以上の問題関心のもとセンターは、言語情報、通商交渉、政治システム、ポピュラー・カルチャーの各分野で発言を続けている4人の講師をセンターに招き、1998年度の公開シンポジウムを開いた。

当日はまず西垣通氏が、国家の成立に先んじてメディアが想像の共同体を築き上げた近代の歴史に触れ、インターネットという新たなメディアが情報における国境の存在を脅かす現在、国家の統一を脅かすとされる多文化主義すらその意味を問い直されつつあるとの報告を行った。続いて松本健氏は、通商問題が二国間より他国間の交渉で解決する時代となった歴史を振り返りつつ、しかし、グローバリゼーションの時代を生き抜く鍵はジェネラリストの育成にあると強調した。山本吉宣氏は、世界の政治システムが今後いかに編成されるかを鮮やかにモデル化して説明した。しんがりに佐藤良明氏が、戦後日本のポピュラー・ソングがアメリカン・ポップスの受け売りで終結したわけではないことを、自らメモロディーを口ずさみつつ賑やかに報告した。これらの報告に対し、文化の雑種性や言語政策の細部にわたる質問、あるいはまた、相互依存に支えられないグローバリゼーションはそもそも形容矛盾であり、アメリカの一人勝ちとも言われる昨今の状況を憂うといった発言が、多数の聴衆からなされた。

最後に、グローバリゼーションとナショナライゼーションの両方を考慮した複合的な視点を持ち、そこから今後のアメリカ研究の方向を打ち出すことが必要であることを各講師が強調し、200名を越す聴衆を集めたシンポジウムの幕を閉じた。マスコミ、メディアで、グローバルスタンダードなどといった言葉が濫用される現在、その現状と問題点をもう少し精緻に見つめ直

す必要があることを訴えかける時宜を得たシンポジウムであった。

(えんどう やすお・アメリカ研究資料センター助教授)

研究プロジェクト紹介

- (1) クレオールの視点から見た環カリブ広域移民研究(代表:遠藤 泰生)
- (2) アメリカニゼーションの国際比較(代表:油井 大三郎)
- (3) 文部省科学研究費補助金・特定領域(B)「アジア太平洋の構造変動における米国の位置と役割に関する総合的研究」研究代表者:油井 大三郎

出版活動

- 『CASニューズレター』
(第2巻第1号1998年9月刊行、第2巻第2号1999年3月刊行)
『東京大学アメリカン・スタディーズ』
(第4号1999年3月31日刊行予定)
アメリカ研究資料センター アメリカ研究叢書:
五十嵐 武士著
『日米関係と東アジア 歴史的文脈と未来の構想』
(東京大学出版会 1999年3月刊行)

CAS ニューズレター Vol.2 No.2

平成11年3月31日発行

発行:東京大学大学院総合文化研究科附属アメリカ研究資料センター
〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1
TEL 03-5454-6137 FAX 03-5454-6160
http://park.ecc.u-tokyo.ac.jp/cas/
編集:遠藤 泰生・阿部 小涼

制作:メディアフロント
〒151-0053 東京都渋谷区代々木4-9-5-313
TEL 03-3373-6521 FAX 03-3373-6527